

医 第 879 号
令和3年6月30日

公益社団法人千葉県看護協会長
一般社団法人千葉県助産師会長
県内看護師等学校養成所の長
県内医療関係職種養成所の長
様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の変更について (通知)

令和3年6月18日の第31回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、
感染状況等を踏まえ、措置区域の見直しの検討を行うこととしたところです。

これを受け、令和3年6月30日の第32回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に成田市を加えること等を決定し、
別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員や学校関係者等に対して
速やかに周知いただきますようお願いいたします。

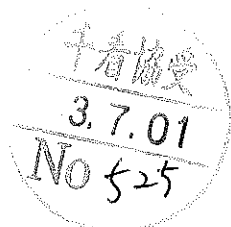
なお、要請内容については変更ありませんので、詳細は以下の千葉県ホームページを
参照ください。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

【千葉県ホームページ】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (6月18日)

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti39.html>



(連絡先)
健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室
電話 043-223-3877
Eメール (組織) ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の変更について

令和3年6月18日、県では、新型コロナウイルス感染症の対策について、6月21日から7月11日までの協力要請等の内容を決定したところですが、この度、県内の感染状況等を踏まえ、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を以下のとおりとします。

1 現在のまん延防止等重点措置区域

市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市、千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（11市）

2 変更後のまん延防止等重点措置区域

1に掲げる区域に、成田市を加えた12市とする。

3 成田市への適用期間

7月2日（金）から7月11日（日）

4 要請内容等について

変更なし